

様式第6号（第5条関係）

（宛先）桐生市長

年 月 日

桐生市移住支援補助金交付申請書（本申請用）

桐生市移住支援補助金交付要綱に基づき、桐生市移住支援補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業（一般）		就業（専門人材）	テレワーク	起業

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「桐生市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「桐生市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、桐生市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（一般の就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）桐生市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（桐生市使用欄）	
---------------	--

桐生市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 桐生市移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、桐生市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、桐生市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援補助金の申請日から3年未満のうちに桐生市以外の市町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額
  - (4) 移住支援補助金の要件を満たす起業支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に桐生市以外の市区町村に転出した場合：半額

桐生市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い

桐生市は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、桐生市個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、桐生市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。